

胎内市制限付一般競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、胎内市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。)及び業務(建設工事に係る調査、測量又は設計その他の業務をいう。以下同じ。)について契約の相手方を決定するに当たり、入札・契約手続の客観性、透明性及び競争性を高めることを目的として、条件等を付けた一般競争入札(以下「制限付一般競争入札」という。)を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び胎内市財務規則(平成17年胎内市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる建設工事及び業務(以下「対象工事等」という。)は、原則として予定価格が130万円以上のもののうち、規模、性質等により制限付一般競争入札の適用が適当と市長が認めるものとする。

2 市長は、前項の規定による対象工事等を指定するときは、胎内市請負工事等指名委員会規程(平成17年度胎内市告示第11号)第2条の上申を尊重して決定するものとする。

(制限付一般競争入札の公告)

第3条 市長は、制限付一般競争入札を行おうとするときは、施行令第167条の6及び規則第123条の規定に基づき、胎内市制限付一般競争入札公告(様式第1号)により、公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に規定する者でない者
- (2) 胎内市建設工事入札参加資格審査規程(平成17年胎内市告示第10号)第6条第1項の入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 入札参加申請を行う日から入札執行日までの期間において、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年胎内市訓令第38号)による指名停止措置を受けていない者
- (4) 入札参加申請日現在で建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、総合評点が算出されている者
- (5) 対象工事等において、建設業法第26条の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係

胎内市制限付一般競争入札に関する要綱

にある監理技術者又は主任技術者(同法第7条第2号ハに該当する者に限る。以下「国家資格を有する主任技術者」という。)を配置できる者

- 2 制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)が共同企業体(複数の企業体が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体をいう。以下同じ。)である場合は、当該共同企業体の構成員のすべてが前項に掲げる条件を満たしていなければならない。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか、対象工事等ごとに必要な入札参加資格を定めることができる。

(入札参加申請)

第5条 入札参加希望者は、市長が指定した期日までに、胎内市制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を市長に持参により提出しなければならない。

- 2 入札参加希望者が共同企業体である場合は、前項に規定する申請書のほか、市長が指定した期日までに、次に掲げる書類を、市長に持参により提出しなければならない。
 - (1) 共同企業体協定書
 - (2) その他別に指定する書類

(設計図書等の周知)

第6条 対象工事の設計書、図面等(以下「設計図書等」という。)は、公告した日から入札日前日まで、市長が定めた場所により閲覧に供するものとする。

- 2 入札参加希望者は、市長が指定した方法により設計図書等を購入することができる。
- 3 入札参加希望者は、設計図書等について疑義があるときは、書面により、関係職員の説明を求めることができる。

(現場説明)

第7条 対象工事等については、原則として現場説明は実施しないものとする。

(落札者の決定)

第8条 市長は、開札後、予定価格の範囲内で最低価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を保留とする。落札者は、第2項及び第3項による参加資格の審査を行った後決定する。

- 2 落札候補者の入札参加資格参加の審査を行い、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、当該落札候補者を落札者とする。入札日の翌日から起算して2日(胎内市の休日定める条例(平成17年胎内市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))は含まない。)以内に行う。

胎内市制限付一般競争入札に関する要綱

- 3 落札候補者が資格を満たしていない場合は、当該落札候補者に対し、胎内市制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第3号)を通知するとともに、予定価格の範囲内から、次順位の低価格入札者を順次適格者(入札参加資格を有している者。以下同じ。)が出るまで審査を行い、適格者が出たときには該当適格者を落札者とする事とし、入札日の翌日から起算して7日(休日は含まない。)以内に行う。
- 4 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は落札者に決定しないものとして、その者がした入札は無効とする。
 - (1) 規則第132条の規定に該当する入札
 - (2) 不正又は不誠実な行為があった場合、及び経営状況が著しく不健全であると認められる者の入札
 - (3) その他市長が別に定める要件に該当する入札

(最低制限価格の設定)

第9条 市長は、制限付一般競争入札により対象工事の請負の契約を締結しようとする場合においては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けることができるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第10条 入札参加資格者は、対象工事の入札に際し、別に定める工事費内訳書に必要な事項を記載し、入札執行職員に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年2月29日告示第24号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。